

令和元年 8 月 20 日

自民党看護問題小委員会

委員長 田村 憲久 様

一般社団法人 日本 NP 教育大学院協議会
会長 草間朋子

ナース・プラクティショナー（NP）の法制化に向けた検討の開始（要望）

日本 NP 教育大学院協議会は、米国のナース・プラクティショナーをモデルとした日本におけるナース・プラクティショナー（NP）の養成教育を 2008 年から大学院修士課程で始めております。10 年以上が経過した現在、本協議会が認定した教育課程を修了し、本協議会が 2010 年度以降、毎年、実施してきた試験に合格したナース・プラクティショナーは 417 名（2019 年 3 月）に達し、全国各地の医療施設、介護施設などで活躍しています。

医療資源の偏在や医療保健福祉の人材不足、医療費の高騰などが続く中、的確な臨床推論能力や医療的介入能力などを修得したナース・プラクティショナーが、プライマリケアを、自律的に提供できる仕組みをつくることにより、国民のみなさまの「だれもが、いつでも、どこでも」満足のいく効果的、効率的な医療保健福祉を享受できると考え、養成教育を続けております。医療保健福祉の受け手（患者）にとっても、提供する側（ナース・プラクティショナー）にとっても安心・安全な医療保健福祉の提供体制を整えるために、ナース・プラクティショナーの法制化に向けた検討を一刻も早く着手されることを強く要望します。

添付資料

1. ナース・プラクティショナー養成課程一覧
2. 日本 NP 教育大学院協議会が実施するナース・プラクティショナー認定試験の合格者数
3. ナース・プラクティショナーに対する評価の一例
4. ナース・プラクティショナーの活躍による医療現場の変化の例